

旭川市長表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ・文化・芸術等の分野において輝かしい活躍をし、市民に深い感動と明るい希望を与えた市民等を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 表彰の対象者（以下「表彰対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する個人若しくは団体又はこれらに準ずるものとする。

- (1) スポーツ・文化・芸術等の国際大会等に国内予選、審査等を経て出場し、又は出品した者
- (2) スポーツ・文化・芸術等の国際大会等に国内予選、審査等を経ないで出場し、又は出品し、優秀な成績を収めた者
- (3) スポーツ・文化・芸術等の全国大会等に地方予選、審査等を経て出場し、又は出品し、優秀な成績を収めた者
- (4) スポーツ・文化・芸術等の全国大会等に地区予選、審査等を経ないで出場し、又は出品し、顕著な成績を収めた者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

2 表彰対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとし、年齢、性別及び国籍による制限は設けない。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に所在する学校に在学する者
- (3) 市内に主たる活動拠点、事務所等を有する者
- (4) 市内に所在する事務所等に勤務する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、表彰の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）
- (2) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる行為を行ったことがある者
- (3) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第7条に規定する暴力団関係事業者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者

(表彰対象者の推薦)

第3条 表彰対象者は、推薦によるものとする。

2 前項の規定による推薦をしようとする者（個人の表彰対象者については、当該表彰対象

者以外の者に限る。)は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 旭川市長表彰推薦書(様式第1号)

(2) 表彰の理由を証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(表彰者の決定)

第4条 前条の規定による推薦があったときは、市長は第2条の要件を満たすかを確認し、表彰を受ける者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、その旨を推薦者に通知するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を贈呈して行うものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、随時行う。

(表彰の回数)

第7条 この要綱の規定に基づく表彰は、原則として、同一の者に対し同一年度内に1回とする。ただし、国際大会又は全国大会において記録を更新した場合など、特に顕著な功績が認められる場合は、この限りではない。

(表彰対象者の除外)

第8条 本市若しくは本市教育委員会が所管する他のスポーツ各賞、文化各賞、優秀技能者表彰各賞若しくは教育奨励賞を受賞した者又は受賞することが予定されている者については、本表彰の対象としない。

(表彰の取消し)

第9条 市長は、この要綱に基づき表彰を受けた者が、本表彰の趣旨に反する行為を行ったとき、又は表彰を受けた者として適切でないと認められたときは、その表彰を取り消すことができる。

(所管)

第10条 本表彰に関する事務は、総合政策部秘書課が所管する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記

1 表彰基準等

- (1) 大会等の内容は広く市民に奨励すべきものであるとともに、その成績が市民に称賛され、さらに夢と希望を与えるものであること。
- (2) 大会等での成績が広く市民に周知され、話題性に富むものであること。
- (3) 大会等においては、合理的な理由により年齢、性別等の区分が設けられていることは妨げないが、参加者数が極めて少ないなど区分が過度に細分化されているものや特定の団体（企業の役職員、業界の関係者等）のみを対象とするもの（広く一般に公募されていないもの）は除外するものであること。
- (4) 第2条第2項及び第3項における「優秀な成績」とは、大会の開催要項又は実施団体の定める基準において入賞以上の者とし、参加者全員が何らかの賞に該当する場合は、最上位のカテゴリーに該当する者（特賞、最高賞、金賞等を想定し、単なる参加賞に類するものは除く）を対象とする。なお、明確な定めがない場合は、大会規模等により判断する。
- (5) 第2条第4項における「顕著な成績」とは、第1位（同順位を含む。）の成績をいう。ただし、順位付けが行われない品評会等の場合は、最高評価を受けた者とする。

2 大会規模

(1) 全国規模の大会

ア 国が主催、共催若しくは後援するもの、又は公益財団法人、公益社団法人、当該競技・文化芸術活動を全国的に統括する一般財団法人若しくは一般社団法人等が主催するものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 技能及び技術に関係するもの

(イ) 教育、文化及びスポーツに関係するもの

イ その他市長が認めるもの

(2) 世界規模の大会

ア 技能、技術、教育及び文化の場合

複数の国にまたがって参加者を募集している大会等であって、複数の国から個人又は団体が参加しているもの

イ スポーツの場合

次のいずれかに該当するもの

(ア) 国際競技団体が主催するもの

(イ) 日本代表（各地の予選を勝ち抜いて代表権を取得した者及び日本スポーツ協会、日本スポーツ協会の加盟団体又は全国的に組織された競技団体に日本代表として選出された者をいう。）として派遣されたもの